

# 朝来市令和7年度 「市民の皆さま向け」支援制度などのお知らせ

市民の皆さまには、市政の運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和7年度当初予算における「市民の皆さま向け」の各種支援制度などをお知らせします。

詳細につきましては、大変恐れ入りますが担当課にお問い合わせいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、このパンフレットは主だった支援制度をまとめております。これ以外の制度については、各担当課にお問い合わせください。

▶問い合わせ 8時30分から17時15分（土、日、祝日および12月29日から1月3日を除く）

（令和7年4月1日現在）

## 妊娠・出産・子育て支援

<b>出生祝事業（市独自）</b>	担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容・対象	令和7年4月1日以降に出生し、最初の住民登録が朝来市になされた子どもを同一の世帯で養育している父または母に支給します。	
支給額など	1人3万円と出生祝品	

<b>在宅保育支援金（市独自）</b>	担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	保育所・こども園などに入園する要件を満たさず、家庭内で保育している未就園児の保護者に支援金を支給します。	
対象	生後7カ月以降の0歳児、1歳児、2歳児（年度末までに満3歳になる2歳児を含む）	
支給額など	1人一月当たり1万円	

<b>ファミリー・サポート・センター事業（国・県・市）</b>	担当課 問い合わせ先	ファミリー・サポート・センター（子育て支援課内）☎ 666-8370
内容	【子育ての援助】を受けたい「おねがい会員」と、行いたい「まかせて会員」が、それぞれ会員登録をして、地域で子育て援助活動を行います。	
対象	生後6カ月から小学校6年生まで ※会員同士で謝礼の受け渡しがあります。	
支給額など	○活動時間／一般…7時～19時、時間外…6時～7時、19時～21時 ○謝礼／一般…350円/30分、時間外・土日祝日・年末年始…400円/30分	

<b>【拡充】新生児聴覚検査費助成（市独自）</b>	担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	新生児聴覚検査の初回検査にかかる費用（保険適用分は除く）に対し全額助成します。 ※助成券による助成または償還払い（払い戻し）による助成	
対象	新生児聴覚検査を受ける日に市内に住所を有する子どもの保護者	
支給額など	全額公費負担	

<b>妊婦健康診査等費用助成（市独自）</b>	担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	妊婦健康診査（妊娠判定を含む）にかかる費用（保険適用分は除く）に対し全額助成します。 ※助成券による助成または償還払い（払い戻し）による助成	
対象	妊婦健康診査を受ける日に市内に住所を有する妊婦	
支給額など	全額公費負担	

<b>【拡充】産婦健康診査費助成（国・市）</b>		担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	産婦健康診査にかかる費用（保険適用分は除く）に対し全額助成します。 ※助成券による助成または償還払い（払い戻し）による助成		
対象	産婦健康診査を受ける日に市内に住所を有する産婦		
支給額など	全額公費負担（2回まで）		

<b>1カ月児等健康診査費助成（国・市）</b>		担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	生後2週間児健診・1カ月児健診にかかる費用（保険適用分は除く）に対し全額助成します。 ※助成券による助成または償還払い（払い戻し）による助成		
対象	健診を受ける日に市内に住所を有する子どもの保護者		
支給額など	全額公費負担（2回まで）		

<b>妊産婦移動サポート助成（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	市内の自宅などから市外の産科医療機関への妊婦健診、出産時の入退院、産婦健診の受診に要する往復の交通費として、実際に利用した交通手段に基づき助成します。		
対象	次のすべての要件を満たす妊産婦 ①健診日および申請日に市内に住所を有する人 ②市税など、朝来市の徴収金を滞納していない人		
支給額など	片道乗車1回当たり、下記の①または②のいずれかを助成 ①自車：500円 ②列車、バス、タクシー 自宅から医療機関までの乗車に要した料金（列車およびバスの料金は自宅から医療機関までの間の最寄りの駅間または停留所間の料金）の1/2の額（上限5千円）		

<b>産後ケア事業（国・県・市）</b>		担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	病院や自宅などで助産師から乳房ケア、子どもの発育発達確認、育児サポートなど専門的なケアを提供します。		
対象	市内に住所を有し、生後1年を経過しない子どもと養育者 ただし、実施機関によって利用できる月齢が異なります。まずは担当課にご相談ください。		
支給額など	ケアの提供や施設利用などにかかる費用を公費負担（種別に応じて一部自己負担あり）		

<b>一般不妊治療費助成（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	一般不妊治療に要した費用（保険適用内外）および不妊治療の入り口として夫婦そろって受けた検査（不妊治療ペア検査、保険適用外）の自己負担額に対し一部助成します。 ※1年度に1回のみ申請		
対象	次のすべての要件を満たす人 ①婚姻をしている夫婦（事実婚を含む） ※夫婦いずれもが、当該申請に係る検査や治療を行った期間および申請日に市内に住所を有していること ②医療保険に加入しており、当該申請に係る検査や治療を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること ③申請する検査や治療について、他の自治体の助成を受けていないこと ④夫婦ともに市税など、朝来市の徴収金を滞納していないこと		
支給額など	①一般不妊治療：自己負担分の1/2 ②不妊治療ペア検査：自己負担額の7/10 上限額：1年度につき上限6万円（不妊治療ペア検査が含まれる場合は上限7万円）		

特定不妊治療費負担軽減助成（市独自）		担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	特定不妊治療および特定不妊治療の一環で実施された男性不妊治療に要した費用（保険適用内外）の自己負担額に対し一部助成します。 ※兵庫県において、先進医療にかかる医療費について3万円を上限に助成あり。 県制度に該当する場合は、県助成額を控除した額を対象経費（自己負担額）として助成 ※治療開始時の妻の年齢により助成回数の制限あり ※治療内容、治療区分により上限額あり		
対象	次のすべての要件を満たす人 ①婚姻をしている夫婦（事実婚を含む） ※夫婦いずれもが、当該申請に係る検査や治療を行った期間および申請日に市内に住所を有していること ②医療保険に加入しており、特定不妊治療を受けた期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること ③申請する特定不妊治療について若年がん患者妊よう性温存治療費助成の交付を受けていないこと ④夫婦ともに市税など、朝来市の徴収金を滞納していないこと		
支給額など	1回の治療に要した自己負担額の1/2（下記の金額を上限） ①保険適用の特定不妊治療費（先進医療を含む）：10万円（治療区分によって2万5千円） ②保険適用外（自費診療）の特定不妊治療：15万円（治療区分によって5万円） ③男性不妊治療：10万円		

不育症治療費助成（県・市）		担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	不育症についての検査または治療に要した費用（保険適用分は除く）の自己負担額に対し一部助成します。		
対象	次のすべての要件を満たす人 ①婚姻をしている夫婦（事実婚を含む） ※夫婦いずれもが、当該申請に係る検査や治療を行った期間および申請日に市内に住所を有していること ②治療などを行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること ③不育症（2回以上の流産や死産、早期新生児死亡の既往がある）と医師に診断されていること ④国民健康保険その他の医療保険に加入していること ⑤申請に係る治療などについて、他の自治体から同様の助成を受けていないこと ⑥夫婦ともに市税など、朝来市の徴収金を滞納していないこと		
支給額など	不育症の治療費などの合計額に対し助成（1年度につき上限15万円）		

## 高齢者の支援

高齢者補聴器購入費助成事業（市独自）		担当課 問い合わせ先	高年福祉課 ☎ 672-6124
内容	聴力の低下により生活に支障が生じている高齢者が、生活の質を維持し、社会参加を図りながら住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らしていけるよう補聴器購入費の一部を助成します。 （予算の上限に達し次第、受付を終了します。）		
対象	次のすべての要件を満たす人（③、④についてはどちらかに該当） ①市内に住所を有する65歳以上の人 ②聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない人 ③両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満の人 ④片耳の聴力レベルが70デシベル以上でもう片方の耳の聴力レベルが70デシベル未満の人 ⑤市税など、朝来市の徴収金を滞納していない人 ※耳鼻咽喉科の医師から補聴器の装用が有用と判断された人（医師意見書必要）		
支給額など	管理医療機器としての補聴器を、原則認定補聴器専門店で購入した費用に対し助成。（1人1回限り上限3万円）		

<b>【拡充】 人生いきいき住宅助成事業(市独自)</b>		担当課 問い合わせ先	高年福祉課 ☎ 672-6124
内容	高齢者および障害をお持ちの人が住み慣れた住宅で安心して健やかな生活が送れるよう、既存住宅の改造および増改築に係る費用を一部助成します。 (所得制限があります。予算の上限に達し次第、受付を終了します。)		
対象	<b>【バリアフリー改修工事】</b> 段差解消、手すり取り付けほか ① <b>特別型</b> 次のいずれかの要件を満たす人が居住する世帯 ○要介護認定または要支援認定を受けている人 ○身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人 ② <b>一般型</b> 65歳以上で、特別型の対象とならない人が居住する世帯 <b>【断熱改修工事】</b> 窓の断熱改修 上記①または②に該当する世帯 ※助成の利用は原則1回限り。必ず工事前に申請が必要です。		
支給額など	<b>【バリアフリー改修工事】</b> ①特別型 上限100万円(所得状況によって助成率が変動) ②一般型 2万円～15万円(工事費用に応じて助成額が変動) <b>【断熱改修工事】</b> 対象工事費の20%(上限5万円)		

<b>【新規】 紙おむつ用ごみ袋支給事業(市独自)</b>		担当課 問い合わせ先	高年福祉課 ☎ 672-6124
内容	在宅の介護支援および障害者支援施策として、常時紙おむつが必要な高齢者および障害者が住み慣れた自宅で安心した生活が送れるよう、紙おむつの排出に必要な指定(可燃)ごみ袋を支給します。		
対象	市内に住所を有する常時紙おむつが必要な要介護4、要介護5の65歳以上の在宅高齢者および朝来市障害者等日常生活用具給付事業に基づく紙おむつなどの給付対象者		
支給額など	1人につき1年度当たり指定ごみ袋50枚		

<b>認知症高齢者等GPS機能付端末費用助成事業(市独自)</b>		担当課 問い合わせ先	地域包括支援センター (高年福祉課内) ☎ 672-6125
内容	認知症高齢者などの家族が安心して介護ができる環境の整備と見守り体制を作るため、介護保険福祉用具貸与のGPS機能付端末の経費を一部助成します。		
対象	①市内に住所を有する認知症高齢者 ②介護保険法の要介護認定を受けている人または要支援認定を受けている人 ※認知症高齢者等SOSネットワーク事業に事前登録された人に限ります。		
支給額など	1人当たり月額上限300円		

<b>個人賠償責任保険加入事業(市独自)</b>		担当課 問い合わせ先	地域包括支援センター (高年福祉課内) ☎ 672-6125
内容	認知症の人が日常生活で、過って他人を負傷させたり、他人の財物を棄損し、本人や家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に備え、認知症の人を被保険者とし朝来市が契約者として個人賠償責任保険に加入します。		
対象	①市内に住所を有する認知症高齢者 ②介護保険法の要介護認定を受けている人または要支援認定を受けている人 ※認知症高齢者等SOSネットワーク事業に事前登録された人に限ります。		
支給額など	全額公費負担		

<b>【新規】 带状疱疹予防接種(国・市)</b>		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎ 672-5269
内容	予防接種法に基づき、带状疱疹の発症や重症化を予防するため、法に定められた対象者に対する带状疱疹予防接種を行います。		
対象	次のいずれかに該当する人 ①年度内に65・70・75・80・85・90・95・100歳の人 (100歳以上の方は全員。ただし、令和7年度に限る。) ②満60歳～65歳未満の人で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある人		
支給額など	生ワクチン：6千円公費負担(個人負担額2千円、生涯1度限り) 不活化ワクチン：1万6千円公費負担(個人負担額6千円、生涯1度限り)		

<b>高齢者インフルエンザ予防接種（国・市）</b>		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎ 672-5269
内容	予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生とまん延および重症化を予防するため、法で定められた対象者に対するインフルエンザ予防接種を行います。		
対象	次のいずれかに該当する人 ① 65 歳以上の人 ② 60 ～ 65 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある人		
支給額など	全額公費負担		

<b>高齢者肺炎球菌予防接種（国・市）</b>		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎ 672-5269
内容	予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生とまん延および重症化を予防するため、法で定められた対象者に対する肺炎球菌予防接種を行います。		
対象	次のいずれかに該当する人 ① 満 65 歳の人 ② 60 歳～ 65 歳未満の人で心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある人		
支給額など	約 6 千円公費負担 (個人負担額 2 千円、ただし高齢者肺炎球菌ワクチンを 1 回でも接種されたことがある人は対象外)		

<b>新型コロナウイルス予防接種（国・市）</b>		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎ 672-5269
内容	予防接種法に基づき、新型コロナウイルスに感染すると重症化する恐れがある高齢者などに対し、重症化予防を目的に接種費用の一部を助成します。		
対象	次のいずれかに該当する人 ① 65 歳以上の人 ② 60 ～ 65 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある人		
支給額など	○接種は秋冬に 1 回 ○約 1 万 4 千円公費負担（個人負担額 2 千円）		

<b>70歳以上高齢者のがん検診の無料化（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎ 672-5269
内容	70 歳以上の人の健康づくり支援のため、がん検診費用を助成します。		
対象	70 歳以上の人		
対象の検診	市が実施する、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診 (人間ドックを除く)		
支給額など	全額公費負担		

## 住まい・暮らしの支援

<b>結婚新生活支援補助金（国・県・市）</b>		担当課 問い合わせ先	市民協働課あさご暮らし応援室 ☎ 672-1492
内容	若者の結婚に伴う新生活に要する費用（住居費・引越し費用）の一部を補助します。		
対象	<b>▶対象者</b> 令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に結婚した夫婦で、婚姻日において夫婦いずれの年齢も 39 歳以下であり、夫婦の合計所得金額が 500 万円未満の人 <b>▶対象経費</b> 住宅取得費用、住宅リフォーム費用、賃貸住宅費用（賃料および共益費 1 カ月分・敷金・礼金・仲介手数料）、引越費用（引越事業者または運送業者に支払った費用）のうち令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日の間に夫婦が支払った費用		
支給額など	上限 30 万円 ただし、夫婦ともに 29 歳以下の場合は上限 60 万円		

<b>住宅リフォーム工事補助金（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	経済振興課 ☎ 672-2816
内容	市内の施工業者を利用して行う住宅改修工事に係る経費の一部を補助します。 ▶申請受付期間 令和7年5月12日⑩から（予算の上限に達し次第、受付を終了します。）		
対象	自己が所有し、実際に住んでいる市内の住宅の改修工事 ※市のその他の住宅改修に関する補助金とは併用できません。 ※補助金の交付決定前に行われた工事は補助の対象外です。		
支給額など	20万円以上の補助対象工事にかかった費用の10%（上限10万円）		

<b>あさご暮らし住宅取得等応援事業補助金 【住宅取得補助】（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	市民協働課あさご暮らし応援室 ☎ 672-1492
内容	住宅を取得し、12カ月以上居住した人に対して住宅取得費用の一部を補助します。		
対象	令和4年1月2日から令和7年1月1日までの間に住宅を取得し以下のいずれかの要件に該当する人 ○転入者 ○住宅を取得した人もしくはその配偶者のいずれかが40歳未満の人または世帯内に義務教育終了前の子どもを有する人 ※申請は固定資産税が課税された年度から3年度以内のみ可能 ※申請は毎年1月中のみ受付		
支給額など	○基本補助 上限50万円（令和5年3月31日までに取得した人は上限40万円） ○転入者加算 上限20万円 ○同居隣居近居加算 上限10万円（令和5年3月31日までに取得した人は上限20万円） ○市内業者による新築加算 上限20万円（令和5年3月31日までに取得した人は上限10万円） ※合計で最大100万円（令和5年3月31日までに取得した人は合計で最大90万円）		

<b>あさご暮らし住宅取得等応援事業補助金 【家賃助成】（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	市民協働課あさご暮らし応援室 ☎ 672-1492
内容	民間賃貸住宅を借り受け、12カ月以上居住した人に対して家賃の一部を補助します。		
対象	令和5年1月2日から令和7年1月1日までの間に賃貸住宅を借り受けた人で、以下のいずれかの要件に該当する人 ○転入者 ○居住の日において婚姻の届出の日から起算して2年以内の夫婦 ※申請は賃貸住宅に居住した日から起算して3年以内のみ可能 ※申請は毎年1月中のみ受付		
支給額など	○家賃月額5万円以上6万円未満の場合、当該家賃の額（令和5年3月31日までに借り受けた人は年額3万円） ○家賃月額6万円以上の場合 年額6万円		

<b>空家活用促進事業補助金（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	市民協働課あさご暮らし応援室 ☎ 672-1492
内容	築10年以上空き家の改修を行う人に対して改修費用の一部を補助します。		
対象	①転入または婚姻などによる新世帯で、補助対象となる改修を行う人 ②40歳未満の人もしくはその配偶者が40歳未満の人または世帯内に義務教育終了前の子どもを有する人で、補助対象となる改修を行う人 ③上記のものに空家を賃貸する所有者で、補助対象となる改修を行う人		
支給額など	○基本補助 上限70万円 ○転入者加算 上限20万円 ○市内事業者加算 上限10万円 ※合計で最大100万円		

<b>空き家片付け支援補助金（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	市民協働課あさご暮らし応援室 ☎ 672-1492
内容	空き家バンクに登録された空き家の家財道具処分などを行う場合の費用の一部を補助します。		
対象	空き家バンクに登録した空き家の家財処分などを当該空き家の売却または賃貸のために行う人		
支給額など	上限10万円		

<b>公共交通通勤利用助成金（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容	鉄道および路線バスで定期券を購入して通勤している個人およびその市民を雇用している法人に購入費用の一部を助成します。		
交付対象 区間	<b>▶鉄道</b> ○ JR 播但線 JR 和田山駅から寺前駅までの間 ○ JR 山陰本線 JR 養父駅から上夜久野駅までの間 <b>▶路線バス</b> 全但バスおよびウイング神姫が運行している路線バスの市内全区間		
<b>①補助金</b>			
対象	市内または市外の法人などに勤務し、公共交通の定期券を購入して通勤している人。ただし、市外の法人などに勤務している場合は市民に限ります。		
支給額など	(個人へ支給されるもの) 定期券購入価格の 1/8		
<b>②奨励金</b>			
対象	雇用している従業員などが交付対象区間の定期券を購入している法人などの代表者。ただし、市外の法人などの場合は従業員などが市民の場合に限ります。		
支給額	(法人などへ支給されるもの) 定期券購入価格の 3/8		

<b>JR播但線団体利用促進補助金（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
対象	①市民によって構成された 4 人以上の団体（会則や規約などに定めがあるものに限り、 ② JR 西日本または市内の旅行業者で普通乗車券などを購入した団体		
対象経費	市内駅で乗降し、JR 播但線の利用に関する普通乗車券等の購入に要した経費（和田山駅から姫路駅までの区間が対象）		
支給額など	購入金額の合計額に 1/2 を乗じて得た額に対して助成（1 団体あたり 1 年度につき上限 3 万円）		

<b>高齢者等優待乗車カード「あこか」（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容	市民などが利用できる市内を運行している路線バス（全但バス・ウイング神姫）とデマンド型乗合交通「あさGO」が、種類によってそれぞれ乗り放題になるフリーパス乗車券を発行します。		
対象	①対象年度中に 65 歳以上の人（No.1、No.3） ② 65 歳以上の人（No.2） ③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている人 ④生活保護を受けている人		
支給額など	<b>No.1 あこか（路線バスが対象）</b>		
	年間パス : 5,000 円 1 カ月パス : 500 円		
	<b>No.2 あこか（デマンド型乗合交通「あさGO」が対象）</b>		
	年間パス : 8,000 円 1 カ月パス : 800 円		
支給額など	<b>No.3 あこか（路線バス・デマンド型乗合交通「あさGO」が対象）</b>		
	年間パス : 10,000 円 1 カ月パス : 1,000 円		

<b>駅周辺駐車場利用料金補助金（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
対象	① JR 西日本で通勤定期券を購入し、鉄道で通勤している市民 ②市内駅周辺の月極駐車場を利用している市民		
対象経費	市内駅周辺の月極駐車場の借りに要した経費（月極駐車場は、公営・民営を問いません）		
支給額など	対象経費に 1/2 を乗じて得た額（10 円未満切り捨て）の借りに要した月数分。ただし、ひと月あたりの補助対象経費は 3 千円を上限とします。		

<b>特急はまかぜ利用促進補助金（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
対象	①個人（市民） ②市民によって構成された4人以上の団体（会則や規約などに定めがあるものに限りです。）		
対象経費	特急はまかぜの利用に関する普通乗車券および特急券の購入に要した経費 （特急はまかぜの運行区間が対象）		
支給額など	▶個人 購入金額に3/10を乗じて得た額（1年度につき上限6千円） ▶団体 購入金額に1/2を乗じて得た額（1団体につき上限4万8千円）		

<b>特急はまかぜ利用者専用パーク＆ライド駐車場（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
利用できる車両	特急はまかぜを利用する市民の自家用車など（乗用車・バイク）		
駐車場	JR 和田山駅3枠、JR 生野駅3枠 ※駐車場には、特急はまかぜ利用者専用「パーク＆ライド駐車場」の看板を設置していますので、看板のある駐車場に駐車してください。		
予約専用サイト	「朝来市特急はまかぜパーク＆ライド」で検索してください。 ※利用するには予約が必要になります。予約専用サイトから予約することができない人は、年末年始を除く平日の8時30分から17時15分の間に、担当課まで電話で予約してください。		
利用料金	無料		

<b>但馬空港飛行機利用助成金（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	市民などが但馬空港の飛行機を利用した場合、事前に旅行会社を通じて航空券を購入する際か、または利用後に申請手続きを行うことで助成を受けることができます。		
支給額など	フレックス運賃：5,000円 セイバー運賃：4,000円 その他の運賃：3,000円		

<b>破損空家等除却支援事業（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	事前調査の結果が破損空家に該当すると判定された空家		
支給額など	補助対象費用の1/5（上限40万円）		

<b>【拡充】がけ地近接等危険住宅移転事業（国・県・市）</b>		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	災害危険区域や土砂災害特別警戒区域などの区域内に存する危険住宅が対象 危険住宅の移転にかかる経費を補助		
支給額など	除却等費の10/10（上限国基準額） 建設助成費（利子相当額）の10/10（上限4,210千円） 建設・購入または改修費の10/10（上限2,000千円）		

<b>住宅・建築物土砂災害対策改修事業（国・県・市）</b>		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	土砂災害特別警戒区域内に存する住宅・建築物（ホテル・旅館）が対象 住宅・建築物（ホテル・旅館）に防護壁などを整備する費用を補助		
支給額など	住宅：補助対象費用の1/2（上限750千円、地形などにより必要と認める場合は1,500千円/戸） ホテルおよび旅館：補助対象費用の1/2（上限4,500千円/棟）		

<b>簡易耐震診断推進事業（国・県・市）</b>		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	昭和56年5月31日以前に着工した住宅が対象 耐震診断員が現地で所有者からヒアリングと各室の間取りなどを目視で調査		
支給額など	無料 ※戸建住宅以外は、申込者負担あり		

<b>住宅耐震改修計画策定費補助（国・県・市）</b>		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	市内に対象となる住宅を所有し耐震改修工事を意図される人（個人所有に限る） 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅が対象		
支給額など	戸建住宅：補助対象費用の 2/3（上限 20 万円） 共同住宅：補助対象費用の 2/3（上限 12 万円 / 戸） マンション：補助対象費用の 2/3（上限あり） ※戸建住宅の場合、補助対象費用の 7/30 の加算補助あり（上限：7 万円）		

<b>【拡充】住宅耐震改修工事費補助（国・県・市）</b>		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	市内に対象となる住宅を所有し、所得が 1,200 万円以下の兵庫県民 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅が対象		
支給額など	戸建住宅：補助対象費用の 4/5（上限 100 万円） 共同住宅：補助対象費用の 4/5（上限 40 万円 / 戸） マンション：補助対象費用の 1/2（上限あり） ※戸建住宅の場合、補助対象費用の 1/4 の加算補助あり（上限 30 万円）		

<b>【新規】耐震改修計画策定・改修工事費パッケージ型補助</b>		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	市内に対象となる住宅を所有し、所得が 1,200 万円以下の兵庫県民 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅が対象 ※住宅耐震改修計画策定および住宅耐震改修工事を同じ業者に依頼される場合のみ対象		
支給額など	住宅耐震改修計画策定費補助および住宅耐震改修工事費補助の支給額をあわせたもの		

<b>建替工事費補助（国・県・市）</b>		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	市内に対象となる住宅を所有し、所得が 1,200 万円以下の兵庫県民 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅が対象		
支給額など	戸建住宅：補助対象費用の 4/5（上限 100 万円） 共同住宅：補助対象費用の 4/5（上限 40 万円 / 戸） マンション：補助対象費用の 1/2（上限あり） ※新築住宅が長期優良住宅であれば 10 万円の加算補助あり		

<b>【新規】簡易耐震改修工事費補助(国・県・市)</b>		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	市内に対象となる住宅を所有し、所得が 1,200 万円以下の兵庫県民 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅が対象		
支給額など	戸建住宅：補助対象費用の 4/5（上限 50 万円）		

<b>【新規】屋根軽量化工事費補助(国・県・市)</b>		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	市内に対象となる住宅を所有し、所得が 1,200 万円以下の兵庫県民 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅が対象		
支給額など	戸建住宅：50 万円 ※総額が 50 万円以上のものに限る。		

<b>【新規】シェルター型工事費補助(国・県・市)</b>		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	市内に対象となる住宅を所有し、所得が 1,200 万円以下の兵庫県民 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅が対象		
支給額など	戸建住宅：50 万円 ※総額が 10 万円以上 50 万円未満の場合は 10 万円、50 万円以上の場合は 50 万円		

<b>景観形成事業補助金（国・市）</b>		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	市が指定した景観形成地区内（竹田、口銀谷、奥銀谷、太盛地区）にあり、修景行為のうち審査会の意見交換が終了した建築物		
支給額など	補助対象費用の 2/3（上限 200 万円）		

<b>不良住宅等除却支援事業（国・県・市）</b>		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	事前調査の結果が不良住宅または準不良住宅と判定された空家 ※準不良住宅と判定された場合は除却後の土地利用制限あり		
支給額など	補助対象費用の 2/3（上限 133 万 2 千円）		

<b>浄化槽設置補助金（国・市）</b>		担当課 問い合わせ先	クリーンセンター和田山事業所 ☎ 672-4500
内容・対象	市内に住所を有する人が、浄化槽で生活排水を処理する区域の住宅に設置される浄化槽		
支給額など	設置費用の一部を補助		

<b>浄化槽維持管理補助金（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	クリーンセンター和田山事業所 ☎ 672-4500
内容・対象	浄化槽設置補助金で整備され、適正に維持管理などがされている浄化槽		
支給額など	修繕（浄化槽本体）および維持管理費の一部を補助		

<b>集団回収事業助成金（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	市民課環境推進室 ☎ 672-6120
内容・対象	市内の家庭などから排出される資源ごみの集団回収を行う各種団体に助成します。		
支給額など	○紙類（新聞・雑誌・段ボール） 各 1 キログラム当たり 4 円 ○繊維類（衣料、布） 1 キログラム当たり 4 円 ○瓶類（ビール瓶および 1.8 リットル酒瓶） 1 本当たり 3 円		

<b>生活環境保全里山林整備事業補助金（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	農林振興課 ☎ 672-2774
内容	住宅、その他建物または道路に被害を与えるおそれがある森林内の危険木または放置竹林を伐採する経費の一部を補助します。		
対象	危険木および放置竹林を伐採する人		
支給額など	補助対象費用の 3/4（上限：危険木 50 万円、竹林 75 万円）		

<b>薪ストーブ等設置促進補助金（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	農林振興課 ☎ 672-2774
内容	市産材の活用や森林整備のきっかけづくりおよびエネルギーの地産地消の推進を図るため薪ストーブなどの購入費用の一部を補助します。		
対象	薪ストーブまたは薪ボイラーを設置する人（新品に限る。排煙機能などの要件あり）		
支給額など	補助対象費用の 1/2（上限 50 万円）		

## 福祉・医療の支援

<b>福祉医療制度（国・県・市）</b>		担当課 問い合わせ先	市民課 ☎ 672-6120
<b>未熟児養育医療</b>			
対象	出生体重が 2,000 グラム以下の子ども、生活力が特に薄弱で、医師が入院を必要と認めた子ども（1 歳未満）※指定養育医療機関に限る		
自己負担	なし		
<b>乳幼児等・こども医療</b>			
対象	0 歳から 18 歳の子ども		
自己負担	なし		
<b>高齢期移行助成</b>			
対象	65 歳以上 69 歳以下の人		
自己負担	負担割合 2 割（所得区分によって限度額は異なります。）		
<b>重度障害者医療</b>			
対象	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級の人		
自己負担	外来・入院・所得区分によって異なります。		
<b>高齢重度障害者医療</b>			
対象	後期高齢者医療の被保険者で、身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級の人		
自己負担	外来・入院・所得区分によって異なります。		
<b>母子家庭等医療</b>			
対象	18 歳未満の子どもを監護する母子家庭の母と子ども、父子家庭の父と子どもおよび 18 歳未満の遺児		
自己負担	外来・入院・所得区分によって異なります。		

※「未熟児養育医療」、「乳幼児等・こども医療」以外は全て所得制限があります。

<b>人間ドック助成事業（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	市民課 ☎ 672-6120
対象	医療機関で人間ドックを受診される人の費用の一部を補助します。 ※特定健診、胃がん検診、肺がん検診および大腸がん検診は必須項目		
内容・対象	30 歳以上の朝来市国民健康保険加入者および後期高齢者医療保険加入者で、医療機関で人間ドックを受診される人の費用の一部を補助します。ただし、市の総合健診や市内の医療機関で特定健診を受診された人は対象外です。		
支給額など	上限 1 万 5 千円		

<b>【拡充】朝来市国民健康保険加入者のがん検診の無料化（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	市民課 ☎ 672-6120
内容	健康づくり支援のため、がん検診費用を助成します。		
対象	20 歳以上の朝来市国民健康保険加入者（検診項目により対象年齢は異なります。）		
対象の検診	市が実施する、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診（人間ドックを除く）		
支給額など	全額公費負担		

<b>障害児福祉サービス等負担額助成事業 (市独自)</b>		担当課 問い合わせ先	社会福祉課 ☎ 672-6123
内容	障害児福祉サービスなどについて自己負担額を助成します。(一部上限額があります。)		
対象	市が支給決定をした障害児福祉サービスなどを利用した保護者		
支給額など	○通所施設、ホームヘルプなどを利用の場合、サービス毎に 4,600 円 / 月 ○入所施設利用の場合、サービス毎に 9,300 円 / 月 ○補装具、日常生活用具利用の場合、サービス毎に 37,200 円 / 月		

<b>障害者手帳交付申請用診断書等取得費助成事業 (市独自)</b>		担当課 問い合わせ先	社会福祉課 ☎ 672-6123
内容	障害者手帳などの交付申請に必要な診断書を取得するために要する経費の一部を助成します。		
対象	非課税世帯に属する人		
支給額など	診断書 1 通当たりの発行料金の 1/2 に相当する額 (上限 2,500 円)		

<b>石綿 (アスベスト) 健康管理支援事業 (県・市)</b>		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎ 672-5269
内容	初回精密検査およびフォローアップ検査 (健康管理手帳の交付を受けた人が 6 カ月に 1 回受診する経過観察のための検査をいう) を受けたときの該当検査にかかる費用を助成します。		
対象	朝来市に住所があり、アスベストのばく露歴があり、本事業の対象となる人		
支給額など	助成対象となる検査費用にかかる自己負担額 (上限年 2 回)		

<b>がん患者医療用補整具購入費用助成事業 (県・市)</b>		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎ 672-5269
内容	医療用補整具 (医療用ウィッグ、乳房補整具 [補整下着、人工乳房]) の購入にかかる費用を助成します。		
対象	次のすべての要件を満たす人 ①申請日に市内に住所を有しており、がんと診断され、治療を受けたまたは治療中の人 ②助成の対象となる補整具を当該年度中に購入した人 ③過去に兵庫県内の自治体から対象補整具と同種の助成を受けていない人 ④助成の対象となる人が市税など、朝来市の徴収金を滞納していないこと ※所得要件の規定あり		
支給額など	医療用ウィッグ：上限 5 万円 乳房補正具：補整下着 (上限 1 万円)、人工乳房 (上限 5 万円) のいずれか		

<b>定期予防接種 (国)</b>		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎ 672-5269
内容・対象	予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生とまん延および重症化を予防するため予防接種を行います。		
対象	乳幼児…ロタウイルス、ヒブ、小児用肺炎球菌、B 型肝炎、4 種混合、5 種混合、BCG、 麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎 児童…2 種混合、日本脳炎 中学 1 年生から 28 歳までの女性…ヒトパピローマウイルス ※対象者には通知します。		
支給額など	全額公費負担		

<b>带状疱疹予防接種費用助成事業 (県・市)</b>		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎ 672-5269
内容・対象	带状疱疹の発症や重症化を予防し、また、経済的負担を軽減するため、接種費用を一部助成します。		
対象	50 歳以上の人で、「带状疱疹予防接種 (国)」の対象とならない人		
支給額など	生ワクチンを接種される場合：3,500 円 (1 回接種) 不活化ワクチンを接種される場合：1 回 10,000 円 (2 回接種) (いずれかのワクチン、生涯 1 度限り)		

骨髄等移植ドナー支援事業補助金（県・市）		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎ 672-5269
内容	公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において、骨髄または末梢血幹細胞を提供した人に助成します。		
対象	次のすべての要件を満たす人 ①骨髄バンクが実施する事業でドナーとなった人 ②骨髄などを提供した日および申請日において朝来市に住所を有している人 ③骨髄などの提供について、他の自治体、団体などから同種の助成金などの交付を受けていない人 ④市税など、朝来市の徴収金を滞納していない人		
支給額など	骨髄などの提供に係る①～④の日数に2万円を乗じて得た額。1回の提供につき20万円を限度に助成。 ①健康診断のための通院 ②自己血貯血のための通院 ③骨髄などの採取のための入院 ④その他骨髄バンクまたは医療機関が必要と認める通院、入院、面談		

肝炎ウイルス陽性者 初回精密検査費用助成事業（県）		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎ 672-5269
内容	肝炎ウイルスの精密検査（医療保険適用のものに限る）を受けた際の初回検査費の自己負担分を助成します。		
対象	健診や医療機関受診などで受けた肝炎ウイルス検査の結果が陽性の人で、市が実施するフォローアップ事業に同意した人		
支給額など	初回検査費の自己負担額（1回限り）		

【拡充】任意インフルエンザ予防接種（市独自）		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎ 672-5269
内容	インフルエンザに感染すると重症化する恐れがある小児や障害を持つ人の発症または重症化を予防するため、インフルエンザワクチンの任意接種に対する費用を助成します。		
対象	次のいずれかに該当する人 ①生後6カ月～中学校3年生 ②2歳～中学校3年生相当の年齢の人で、経鼻ワクチンを接種する人 ③身体障害者手帳1・2級（心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある人）を所持している60歳未満の人 ④身体障害者手帳1・2級（心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある人）を所持している60歳～65歳未満の人で、定期接種の対象とならない人		
支給額など	①③④：1回2千円（13歳未満の人は2回接種） ②：4千円（1回接種）		

健幸づくりポイント事業（市独自）		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎ 672-5269
内容	自分に合った運動目標を決め、5月から11月の内最大6カ月間、決めた目標を実践してポイントを貯めます。運動をして貯めたポイント数により、抽選に参加できたり、市内のこども園・小中学校などへの寄附やクオカードや指定ゴミ袋などに交換できます。健診（検診）、人間ドックの受診もポイントの対象になります。		
対象	18歳以上の人で、市民（居住者含む）または市内の事業所に通勤する人		
支給額など	申請ポイント数に応じた交換・寄附などの例 ○抽選会に参加 ○クオカード、ごみ袋、市内温泉施設利用助成券との交換 ○こども園・小中学校・地域自治協議会などへの寄附		

## 農業者の支援

<b>【新規】生産農家支援緊急対策補助金 (市独自)</b>		担当課 問い合わせ先	農林振興課 ☎ 672-2774
内容	水稲や転作による野菜などの生産意欲の減退や遊休農地、離農などの増加を抑制するため、水稲苗代(育苗に係る経費含む)および肥料など資材購入に係る経費の一部を補助します。		
対象	市内で令和7年産の主食用米および転作による野菜などを生産する農家、営農組合および法人		
支給額など	水稲苗代 (6,350円/10a) 肥料など資材購入代 (2,400円/10a)		

<b>特産物振興対策事業補助金 (市独自)</b>		担当課 問い合わせ先	農林振興課 ☎ 672-2774
内容・対象	①コウノトリ育む農法に取り組む農業者への支援 ②岩津ねぎ栽培に係る機械補助、省力化補助、雪よけネットの資材補助 ③黒大豆栽培に係る機械補助、省力化補助 ④朝倉山椒の苗木購入費補助 ※それぞれ補助対象要件あり		
支給額など	① 1,500円/10a、1,000円/10a(団地化) ② 1/2補助(機械化)、1/4補助(省力化)、1/2補助(雪よけ) ③ 1/2補助(機械化)、1/4補助(省力化) ④ 1,000円/本		

<b>環境保全型農業直接支払交付金 (国・県・市)</b>		担当課 問い合わせ先	農林振興課 ☎ 672-2774
内容	化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う営農活動を支援します。		
対象	朝来市環境保全型農業推進協議会の会員		
支給額など	各種取組内容別に支援		

<b>竹粉碎機貸出事業 (市独自)</b>		担当課 問い合わせ先	農林振興課 ☎ 672-2774
内容	市内の竹林整備の推進のため、竹をチップやパウダー状に粉碎する機械を無償で貸し出します。		
対象	竹林整備に取り組む団体・グループ		
貸出期間	11日以内 ※予約状況を確認の上、10日前までに申請		
支給額など	無料(運搬経費および燃料代は申請者負担)		

<b>【新規】ラジコン草刈機貸出事業 (市独自)</b>		担当課 問い合わせ先	農林振興課 ☎ 672-2774
内容	市内の良好な農村環境を保全するため、除草作業に係るラジコン草刈機を無償で貸し出します。		
対象	市内自治会・農会・水利組合等組織		
貸出期間	4日以内 ※予約状況を確認の上、7日前までに申請		
支給額など	無料(運搬経費、燃料代、機械点検料は申請者負担)		

## その他の支援

<b>自主防災活動支援事業補助金（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	防災安全課 ☎ 672-6112
<b>自主防災組織力強化事業</b>			
内容・対象	①自主防災組織の設立および編成 ②地区防災計画、避難マニュアル、マップなどの作成 ③防災資機材の購入または修繕を行おうとする自主防災組織		
支給額など	補助対象経費の 1/2 で上限 25 万円		
<b>防火水槽管理事業</b>			
内容・対象	防火水槽内の堆積土砂の撤去をしようとする自主防災組織		
支給額など	補助対象経費の 1/2 で上限 25 万円		
<b>防災倉庫等整備改修事業</b>			
内容・対象	防災資機材を格納するための倉庫などの新設または改修整備（大規模修繕を含む）を行おうとする自主防災組織		
支給額など	補助対象経費の 1/2 で上限 50 万円		
<b>自主防災リーダー育成補助金（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	防災安全課 ☎ 672-6112
<b>ひょうご防災リーダー</b>			
内容・対象	兵庫県が主催する「ひょうご防災リーダー講座」を受講し、称号を得ようとする人		
支給額	三木会場の場合 2 万円、豊岡会場 4 千円		
<b>防災士</b>			
内容・対象	ひょうご防災リーダーの称号を持つ人で、防災士の資格を得ようとする人		
支給額など	5 千円		
<b>防犯カメラ設置費補助金（県・市）</b>		担当課 問い合わせ先	防災安全課 ☎ 672-6112
内容・対象	行政区などの地域団体が防犯カメラを設置する際の経費の一部を補助します。		
支給額など	1 カ所につき 14 万円 ※ 1 事業につき補助対象経費が 20 万円以上のものに限る		
<b>【新規】いのちをまもる交通安全支援補助金（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	防災安全課 ☎ 672-6112
内容・対象	①全市民向けに、ヘルメットの購入費の一部を補助します。 ② 65 歳以上の人に、自動車に設置する後付けの安全運転装置の購入および設置の補助を行います。 ③ 65 歳以上で免許を返納した人に、シニアカーの購入補助を行います。		
支給額など	①ヘルメット : 補助対象経費の 1/2 以内で上限 2,000 円 ②安全運転装置 : 補助対象経費の 1/2 で、障害物検知機能がある場合は上限 30,000 円、障害物検知機能がない場合は上限 20,000 円 ③シニアカー : 補助対象経費の 1/3 以内で上限 100,000 円		
<b>【新規】家庭用防災用品購入補助金（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	防災安全課 ☎ 672-6112
内容・対象	災害への備えとして、家庭で備える非常時持ち出し用の防災用品購入の促進を図るため、購入費用の一部を補助します。		
支給額など	1 世帯 1 回限り 補助対象経費の 1/2 以内（上限 5,000 円）		

<b>市民活動促進事業（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	市民協働課 ☎ 672-3065
内容	民間団体が地域課題の解決に向けて実施する新たな事業に対し、対象事業費の一部を補助します。		
対象	対象となる事業を実施する民間団体		
支給額など	○1年目上限 20万円 ○2年目上限 10万円		

<b>生涯学習団体活動支援事業（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	市民協働課 ☎ 672-3065
内容	民間団体が実施する生涯学習活動の初期（スタートアップ）事業の実施に対して対象事業の一部を補助します。		
対象	対象となる事業を実施する民間団体		
支給額など	上限5万円		

<b>自伐型林業推進事業補助金（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	農林振興課 ☎ 672-2774
内容・対象	森林所有の有無および規模にかかわらず、森林の経営または管理を個人が行う自立自営的な林業を営む人で朝来市自伐型林業推進協議会の会員		
支給額など	間伐、作業道開設、林業機械リース、運搬費に係る経費の一部		

<b>【拡充】 保育所等給食費補助事業（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	こども園課 ☎ 672-4933
内容・対象	公立こども園の3歳から5歳児クラスの給食費のうち、副食費相当額を無償化します。 私立保育所・こども園の3歳から5歳児クラスの給食費についても、公立園と同額を補助します。		
支給額など	1号認定児：月額 3,500円 2号認定児：月額 5,000円		

<b>【新規】 学校給食費無償化（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	学校給食センター ☎ 672-2801
内容	令和7年4月の給食から無償化します。手続き不要です。		
対象	市立小中学校児童生徒の保護者		
支給額など	全額公費負担		

<b>あさご元気応援券（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	総務課 ☎ 672-6115
内容	市内対象店舗で使用できる商品券を全市民に配布します。		
支給額など	市民1人につき5,000円		

※配布開始日、利用期間などは、決まり次第、市広報誌、市ホームページなどでお知らせします。

<b>電子地域通貨「あさごPay」（市独自）</b>		担当課 問い合わせ先	経済振興課 ☎ 672-2816
内容	○販売単位 1千円（スマホ決済） ○プレミアム率 20%		
支給額など	1人当たり購入上限：4万円		

※販売開始日、利用期間などは、決まり次第、市広報誌、市ホームページなどでお知らせします。